

地域特産品を活用した誘客促進及び情報発信拠点整備事業入札実施要綱

(目的)

第1条 本要綱は、株式会社米子高島屋（以下、「米子高島屋」という。）が実施する地域特産品を活用した誘客促進及び情報発信拠点整備事業に係る入札について必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 本要綱に従って入札を実施する工事は、地域特産品を活用した誘客促進及び情報発信拠点整備事業の建築一式工事（一般）とする。

(入札参加資格)

第3条 入札に参加することができる者に必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条に定める指示又は営業停止を受けていないこと。
- (2) 米子市建設工事入札参加資格（令和3年11月1日現在）を有し、「建築一式（一般）登録A・B格付業者」であること。
- (3) 対象工事と同等の規模・用途の商業施設、複合ビル等の工事の履行経験のある者、かつ工事期間中を通じ、専任配置ができること。
- (4) 対象工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と米子市建設工事等請負業者選定事務処理要綱第7の4に掲げる関係を有する者でないこと。
※設計業務受託者 米子市両三柳2864番地11 株式会社ベリー
- (5) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又は6か月以内に小切手の不渡り処分を受けた者は指名業者に選定しない。
- (6) 前各号のほか、必要と認めて定める要件を満たしていること。

(公表)

第4条 入札により建設工事を発注しようとするときは、あらかじめ、米子高島屋ホームページ、掲示等により当該建設工事の入札の参加に必要な事項を公表するものとする。

(参加の申込み)

第5条 対象工事の入札に参加しようとする者は、参加申込期限までに、入札参加申込書を米子高島屋宛てにファクシミリ又はEメールで提出するものとする。

(指名)

第6条 米子高島屋は、前条の規定による申込みがあったときは、第3条に規定する資格を

有する者を全て指名するものとする。

2 米子高島屋は、前項の規定により指名した者に対しては、その旨を通知するものとする。

(現場説明及び設計図書等に対する質問等)

第7条 対象工事に係る現場説明会は、行わないものとする。

2 対象工事の設計図書等に対する質問を行おうとする者は、質問受付期限までに、米子高島屋に対し、設計図書等に対する質問書をファクシミリ又はメールで提出するものとする。

3 米子高島屋は、前項の規定による提出があったときは、米子高島屋ホームページに掲示することにより回答するものとする。

(入札及び開札)

第8条 入札は、郵便により入札書を提出する方法によるものとする。

2 前項の方法の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

3 開札は、入札の期限に関わらず「米子市地域商業機能活性化推進事業補助金」の交付決定の内諾があった後に行うものとする。

(入札保証金)

第9条 この要綱による入札の実施にあたり、入札保証金はこれを免除するものとする。

(落札者への通知)

第10条 米子高島屋は、落札者が開札に立ち会わなかった場合は、当該落札者に電話で落札者と決定する旨を連絡するものとする。

(補則)

第11条 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は米子市建設工事執行規則の定めによるものとする。

附則

この要綱は、令和3年11月26日から施行する。